

東日本大震災税務情報(相続税・贈与税)

このページは国税庁より震災特例法(23年4月27日)施行に伴って、当事務所で5月20日現在、公表されている取扱等を税目別に整理したものですので、その後更新されている場合がありますので、必ず国税庁のホームページ等で確認してください。

災害に関する税務上の取扱い

農地等に係る納税猶予の特例の継続適用

相続税又は贈与税における「農地等に係る納税猶予の特例」の適用を受けている農地等が、農業に使用されなくなった場合には、納税が猶予されていた一定の税額を納付しなければならないこととされています。

しかし、その農地等が、例えば建築資材の置き場に使用されるなど、災害のためにやむを得ず一時的に農業に使用されなくなった場合には、その土地は農業に使用しているものとして特例の適用が継続されます。

(措通(相)70の4-12、70の6-13の3)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律要綱

相続税・贈与税関係

- 1 平成23年3月10日以前に相続又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税で同月11日以後にその申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を東日本大震災の発生直後の価額とすることができることとするとともに、その申告期限を別に定める日まで延長することとする。

(第34条～第36条関係)

- 2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下「贈与税に係る住宅特例」という。)について、次の措置を講ずることとする。

(第37条、第38条関係)

- (1) 平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築、取得又は増改築等(以下「新築等」という。)をした者が、同日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより贈与税に係る住宅特例の適用を受けた場合において、その住宅用家屋が東日本大震災により滅失等をしたことによってその居住の用に供することができなかつたときは、居住の用に供することを要件としない。
- (2) 平成22年1月1日から同年12月31日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けた者が、住宅用家屋の新築等をし、平成23年3月15日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより贈与税に係る住宅特例の適用を受けた場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情によりその住宅用家屋を同年12月31日までにその居住の用に供することができなかつたときは、その居住期限を平成24年12月31日まで延長する。
- (3) 平成23年1月1日から同年3月10日までの間に贈与により金銭を取得した者が、その金銭を対価に充てて住宅用の家屋の新築等をする場合においては、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により平成24年3月15日までに新築等ができなかつたときであっても、贈与税に係る住宅特例の適用を受けることができることとした上で、その新築等の期限を平成25年3月15日まで延長する。

【東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十四条第一項

の規定に基づき相当な損害を受けた地域を指定する件】

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十四条第一項に規定する東日本大震災により相当な損害を受けた地域として財務大臣の指定する地域を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

（平成 23 年 4 月 27 日）

青森県 全域
岩手県 全域
宮城県 全域
福島県 全域
茨城県 全域
栃木県 全域
千葉県 全域
新潟県 十日町市、中魚沼郡津南町
長野県 下水内郡栄村

【東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十六条第一項の規定に基づき財務大臣が定める日を定める件】

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「法」という。）第三十六条第一項に規定する財務大臣が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日を次のように定めたので、法第三十六条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月二十七日
財務大臣 野田 佳彦

法第三十六条第一項に規定する財務大臣が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日は、平成二十四年一月十一日と国税庁長官が国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき平成二十三年三月国税庁告示第八号において別途国税庁告示で定めることとされている期日（同条第二項の規定に基づき税務署長が相続税法（昭和三十五年法律第七十三号）第二十七条から第二十九条までの規定により申告書を提出すべき者に係るこれらの申告書の提出期限を延長した場合には、当該提出すべき者については、同項の規定に基づき当該税務署長が指定した期日）とのいずれか遅い日とする。

I 相続税・贈与税

1 申告・納付等の期限延長

震災により被害を受けた方は、次の区分により、申告・納付等の期限が延長されます。

なお、(1)と(2)のいずれにも該当する場合には、いずれか遅い日が期限となります。

(1) 納税地による期限延長

- ① 次の地域に納税地を有する方は、申告・納付等の期限が延長されています。
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

(注)

- 1 相続税の納税地は、原則として、被相続人の死亡のときの住所地となります。
 - 2 延長後の期限は、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。
- ② ①以外の地域に納税地を有する方であっても、震災により申告等ができない場合には、申請により、申告・納付等の期限が延長されます。

例えば、相続税については、被相続人の死亡のときの住所地が上記の地域以外にあっても、相続人等が震災により期限までに申告等ができないときは、申請により、当該相続人等に係る申告等の期限が延長されます。

(2) 特定土地等又は特定株式等を取得した場合の期限延長

相続人等のうち、次の2-1(1)の特例の適用を受けることができる方がいる場合には、その相続人等の全員の申告書の提出期限が、平成24年1月11日まで延長されます。

(注)

贈与税についても、平成22年中に贈与により財産を取得し、次の2-1(2)の特例を受けることができる方は、同様に申告書の提出期限が延長されます。

2-1 課税価格の計算の特例(特定土地等・特定株式等の特例)

(1) 相続税

平成22年5月11日から平成23年3月10日までの間に相続等により取得した特定土地等又は特定株式等(平成23年3月11日において所有していたものに限り、)の価額は、その取得の時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。

(2) 贈与税

平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得した特定土地等又は特定株式等(平成23年3月11日において所有していたものに限り、)の価額は、その取得の時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。

(注)

- 1 「特定土地等」とは、東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域(以下「指定地域」といいます。)内にある土地等をいいます。
- 2 「特定株式等」とは、指定地域内にある一定の動産及び不動産等の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等(上場株式等を除きます。)をいいます。
- 3 「指定地域」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村をいいます。
- 4 「震災後を基準とした価額」の具体的な計算方法等は、後日、国税庁ホームページ等で公表予定。

2-2 課税価格の計算の特例(建物・家庭用財産・自動車等の特例)

相続又は贈与により取得した財産(建物、家庭用財産、自動車等)が、申告期限前に被害を受けた場合には、一定の要件に該当すれば、被害を受けた財産の価額から被害を受けた部分の価額を控除して相続税又は贈与税を計算することができます。

この特例の適用要件及び計算方法等については、災害減免法による減免措置に関するパンフレット『東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けられた方の相続税又は贈与税の災害減免措置のあらまし』(下記)をご覧ください。

- 東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けられた方の相続税又は贈与税の災害減免措置のあらまし(平成23年4月27日現在の法令)

I 減免措置の適用要件

この度の東日本大震災により、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産(以下「相続財産等」といいます。)に被害を受けた方は、次の1又は2のいずれかに該当す

るときは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」(以下「災害減免法」といいます。)により相続税又は贈与税(以下「相続税等」といいます。)が減免されます。

- 1 相続税等の課税価格の計算の基礎となった財産の価額(相続税については債務控除後の価額)のうち**被害を受けた部分の価額**の占める割合が10分の1以上であること。
- 2 相続税等の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうち**動産等について被害を受けた部分の価額**の占める割合が10分の1以上であること。

(注)「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。

II 減免措置の内容

「Iの減免措置の適用要件」を満たす場合には、災害減免法により以下のとおり相続税等が減免されます。

災害減免法による相続税等の減免措置は、「1 申告期限前に被害を受けた場合」と「2 申告期限後に被害を受けた場合」とでその内容が異なります。

なお、この申告期限は、「国税通則法」又は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により申告期限が延長された場合には、その延長後の期限となります。

(注) 延長後の申告期限については、別途、国税庁ホームページ等で確認のこと。

1 申告期限前に被害を受けた場合(課税財産価額が減額される場合)

相続税等の申告期限前に被害を受けた場合には、相続税等の課税価格に算入する価額は、次の算式により計算した金額とすることができます。

算式

$$\boxed{\text{相続財産又は受贈財産の価額 (注)}} - \boxed{\text{被害を受けた部分の価額 (Ⅲ参照)}} = \boxed{\text{相続税又は贈与税の課税価格に算入する価額}}$$

(注) 「相続財産又は受贈財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。なお、小規模宅地等の特例などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

2 申告期限後に被害を受けた場合(税額が免除される場合)

相続税等の申告期限後に被害を受けた場合には、被害のあった日以後に納付すべき相続税等のうち、次の算式により計算した税額が免除されます。

算式

$$\boxed{\text{被害のあった日以後に納付すべき相続税額又は贈与税額 (注1)}} \times \frac{\boxed{\text{被害を受けた部分の価額 (Ⅲ参照)}}}{\boxed{\text{課税価格の計算の基礎となった財産の価額 (注2) (相続税の場合は、債務控除後の価額)}}} = \boxed{\text{免除される相続税額又は贈与税額}}$$

(注)

1 「被害のあった日以後に納付すべき相続税額又は贈与税額」とは、延納中の税額や延納又は物納の許可前の徴収猶予中の税額、農地等についての相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている税額等をいい、例えば、延納中の税額の場合には、被害のあった日以後に分納期限が到来する税額となります。なお、延滞税、利子税及び加算税のほか、既に納付済の税額や滞納となっている税額は含まれません。

2 「課税価格の計算の基礎となった財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第1表の「純資産価額」の金額に相当する金額となります。なお、相続税の申告書第1表の「相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「純資産価額」から「相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額となります。

III 被害を受けた部分の価額の計算

(平成23年4月27日国税庁より「東日本大震災により相続財産等が被害を受けた場合の災害減税法第4条又は第6条に規定する「被害を受けた部分の価額」の合理的な計算方法について(指示)」が発遣されています。下記の計算がその計算方法ですが、これによると実情にそぐわない場合は個々の財産の被害状況等に応じて適切な方法により計算することになりますので、注意してください(詳細は、国税庁のホームページの[東日本大震災により相続財産等が被害を受けた場合の災害減税法第4条又は第6条に規定する「被害を受けた部分の価額」の合理的な計算方法について\(指示\)\(PDF/302KB\)](#)を参照してください)。

1 被害を受けた部分の価額の計算方法

「被害を受けた部分の価額」は、個々の相続財産等ごとに、被害の程度(被害割合)を基として次の算式により計算します。

算式

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{被害を受けた相続財産又は} \\ \text{受贈財産の価額 (注)} \end{array}} \times \boxed{\text{被害割合}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{被害を受けた} \\ \text{部分の価額} \end{array}}$$

(注) 「被害を受けた相続財産又は受贈財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。なお、小規模宅地等の特例などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

2 被害額等が明らかな場合の被害割合の計算方法

被害額(保険金、共済金又は損害賠償金等(以下「保険金等」といいます。))による補てん額を控除した金額)及び被害があったときの時価(その財産が被害を受ける直前の価額)が明らかな場合の「被害割合」は、次の算式により計算します。

算式

$$\boxed{\frac{\begin{array}{c} \text{被害額} \\ \text{(保険金等による補てん額を控除した金額)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{被害があったときの時価} \\ \text{(被害を受ける直前の価額)} \end{array}}} = \boxed{\text{被害割合}}$$

3 被害額等が明らかでない場合の被害割合の計算方法

被害額及び被害があったときの時価が明らかでない場合には、次のような方法により被害割合を計算することができます。

(1) 保険金等による補てんがない場合の被害割合

被害を受けた財産について保険金等による補てんがない場合は、別表1「被害割合表」により被害割合を求めます。

(2) 保険金等による補てんがある場合の被害割合

被害を受けた財産について保険金等による補てんがある場合には、次の算式により被害割合を計算します。

算式

$$\frac{\text{被害があったときの時価としてイ～ニにより求めた価額} \times \text{別表1の被害割合} - \text{保険金等による補てん額}}{\text{被害があったときの時価としてイ～ニにより求めた価額}} = \text{被害割合}$$

イ 建物

建物の価額は、取得価額が明らかな場合には、建物の取得価額から「償却費相当額」を差し引いた金額とし、取得価額が明らかでない場合には、別表2「地域別・構造別の工事費用表」の1当たりの工事費用に総床面積を乗じた金額から、「償却費相当額」を差し引いた金額とします。

ロ 家庭用財産

家庭用財産の価額は、取得価額が明らかな場合には、家庭用財産の取得価額から「償却費相当額」を差し引いた金額とし、取得価額が明らかでない場合には、別表3「家族構成別家庭用財産評価額」により求めた金額とします。

ハ 車両

車両の価額は、取得価額から「償却費相当額」を差し引いた金額とします。

ニ その他

農機具及び船舶等の事業用(農業用)財産の価額は、上記ハに準じて計算した金額とします。

「償却相当額」とは、①業務用資産の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累積額とし、②非業務用資産の場合は、「所得税法施行令第85条《非事業用資産の減価の額の計算》」の規定に準じて計算した金額とします。

なお、非業務用資産の償却率は、法定耐用年数に1.5を乗じた年数(1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。)に対応する旧定額法の償却率になります。

※ 東日本大震災により相続財産等が被害を受けた場合の災害減免法第4条又は第6条に規定する「被害を受けた部分の価額」の合理的な計算方法について

URL: <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/>

[jishin/tokurei/pdf/sozoku_keisan.pdf](http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/sozoku_keisan.pdf)

※ 別表等は、国税庁の下記のアドレスへアクセスして確認してください。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/sozou_02/index.htm

IV 納税の猶予等

(1) 納税の猶予

震災により、財産に相当な損失を受けた場合や、国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

(2) 納付すべき税額の免除

相続又は贈与により取得した財産(建物、家庭用財産、自動車等)が、申告期限後に被害を受けた場合には、一定の要件に該当すれば、被害のあった日以後において納付すべき税額のうち、その被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除されます。

V 減免を受ける場合の手続

1 申告期限前に被害を受けた場合(課税財産価額が減額される場合)

「災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書」に被害の状況や被害を受けた部分の価額等を記載し、相続税等の申告書等に添付して提出してください。

2 申告期限後に被害を受けた場合(税額が免除される場合)

「災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書」(以下「免除承認申請書」といいます。)に被害の状況や被害を受けた部分の価額等を記載し、災害のやんだ日から2か月以内に、税務署に提出してください。

なお、この免除承認申請書を災害のやんだ日から2か月以内に提出できないなどの事情のある方は、最寄りの税務署にご相談ください。

3 「住宅取得等資金の贈与税の特例」に係る入居要件等の特例

「住宅取得等資金の贈与税の特例」について、次の措置が講じられました。

- ① 震災により特例の対象となる住宅が損壊し通常の修繕によっては原状回復が困難となったため入居できなくなった場合には、入居要件が免除されます。
- ②-1 (平成22年分) 震災により特例の対象となる住宅の修繕が必要となるなど期限までに入居できなくなった場合には、入居期限が1年間延長されます。
- ②-2 (平成23年分) 震災により特例の対象となる住宅を期限までに取得できなくなった場合には、取得期限と入居期限が1年間延長されます。

(注)

この特例は、平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間の贈与が対象となります。

(国税庁のホームページより)

別表1 被害割合表

区分	被害区分	被害割合		摘要
		建物	家庭用財産	

損壊	全壊・流出・埋没・倒壊(倒壊に準ずるものを含む)		% 100	% 100	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合をいいます。 建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の70%以上である場合をいいます。
	半壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> ・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 ・なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
二階建以上		35 (20)	40 (25)		
床下		15 (0)	-		

別表2 地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)

	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円

北海道	148	188	146	177	滋賀	156	154	171	196
青森	139	134	263	166	京都	168	228	173	199
岩手	143	222	183	175	大阪	160	172	188	188
宮城	146	146	167	177	兵庫	159	198	191	192
秋田	137	135	190	166	奈良	163	146	181	198
山形	146	23	134	154	和歌山	152	111	217	194
福島	149	143	199	172	鳥取	152	-	114	175
茨城	154	204	179	186	島根	157	-	183	169
栃木	155	145	170	177	岡山	162	-	181	185
群馬	157	136	193	181	広島	157	217	180	188
埼玉	159	229	217	195	山口	158	-	179	186
千葉	161	198	211	196	徳島	139	191	176	165
東京	178	256	247	235	香川	151	280	170	168
神奈川	170	257	221	224	愛媛	146	140	157	176
新潟	155	49	161	178	高知	154	61	152	181
富山	154	215	166	158	福岡	149	150	160	183
石川	156	190	189	170	佐賀	147	-	159	180
福井	151	103	173	173	長崎	141	189	168	180
山梨	166	286	263	179	熊本	142	132	147	175
長野	166	161	207	177	大分	147	156	152	180
岐阜	156	43	182	184	宮崎	129	126	143	168
静岡	165	203	186	198	鹿児島	138	143	143	162
愛知	165	154	181	198	沖縄	154	161	167	196
三重	165	-	169	197	全国平均	158	214	198	195

(注)

1 「上記の表のうち、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を適用することができます。

2 上記の表は、「建築統計年報 平成 22 年度版」(国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室)を参考に、国税庁において計算し公表された資料です。(国税庁のホームページから)

別表 3 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
~29	500	300
30~39	800	
40~49	1,100	
50~	1,150	

(注) 大人(年齢 18 歳以上) 1 名につき 130 万円を加算し、子供 1 名につき 80 万円を加算します。